

主 文

被告人を懲役 3 年に処する。

未決勾留日数中 60 日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、A 及び B と共謀の上、

- 第 1 令和 6 年 10 月 20 日午後 3 時 10 分頃から同日午後 3 時 15 分頃までの間に、山口県光市 a b 丁目 c 番 d 号先路上において、C 所有又は管理の現金約 40 万 1000 円及びリュックサック 1 個等 11 点が積載された普通乗用自動車 1 台（時価合計約 57 万 1000 円相当）を窃取し
- 第 2 同日午後 1 時 15 分頃から同日午後 4 時 7 分頃までの間に、同市 a b 丁目 e 番 f 号 D 南側駐車場において、同所に駐車中の自動車に装着された E 管理のナンバープレート 1 枚を窃取し、
- 第 3 前記第 2 の日時場所において、同所に駐車中の自動車に装着された F 管理のナンバープレート 1 枚を窃取し
- 第 4 自動車を窃取する目的で、同日、同県周南市 g 町 h 丁目 i 番地 G 株式会社 H 事業所駐車場において、同所に駐車中の同所所長 I 管理の普通貨物自動車 1 台（時価約 21 万円相当）の運転席ドアの施錠を外して同車の運転席に乗り込み、エンジンキーシリンダーに工具を差し込むなどしたが、同車のエンジンを始動させることができなかつたため、その目的を遂げなかつた
- 第 5 自動車を窃取する目的で、同日、同市 g 町 j 丁目 k 番地の l 株式会社 J 駐車場において、同所に駐車中の同社代表取締役 K 管理の普通貨物自動車 1 台（時価約 100 万円相当）の運転席ドアの鍵穴に工具を差し込むなどして同ドアを開けようとしたが、同ドアを開けることが

できなかつたため、その目的を遂げなかつ

第6 自動車を窃取する目的で、同日、同市m n番地のo L株式会社M支店駐車場において、同所に駐車中の同支店支店長N管理の普通貨物自動車1台（時価約200万円相当）の助手席ドアの施錠を外して同車の運転席に乗り込み、エンジンキーシリンダーに工具を差し込むなどしたが、同車のエンジンを始動させることができなかつたため、その目的を遂げなかつた。

（証拠の標目） 省 略

（累犯前科） 省 略

（法令の適用）

罰条

判示第1ないし第3 刑法60条、235条

判示第4ないし第6 刑法60条、243条、235条

刑種選択 判示全部の事実について懲役刑を選択

累犯加重 判示全部の事実について前記前科との関係で刑法56条1項、57条

併合罪加重 刑法45条前段、47条本文、10条（犯情の最も重い判示第1の罪の刑に法定の加重）

未決勾留日数の算入 刑法21条

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

（量刑の理由）

本件は、共犯者らと共謀の上行われた、車両の窃盗1件、窃盗未遂3件及びナンバープレート窃盗2件にわたる一連の事案である。

車両窃盗既遂事件は、被告人が、エンジンのかかったまま停車していた被害車両を偶然発見し乗り去ったというもので、被害品も還付されている

ものの、被害車両中の財産も含めた被害額の大きさは軽視できない。また、3件の窃盗未遂事件は、被告人が、はさみ等の工具をキーシリンダーに差し込む方法でドアを解錠し又はエンジンをかけようとしたものであり、その結果、いずれの被害車両もイグニッションキー又はドアのキーシリンダーが損壊した。総じて、態様には偶然の事情や粗雑な部分が見受けられるが、これらの被害結果は相当程度大きいといわざるを得ない。

また、被告人は、一連の犯行において、相当額が予想される報酬の約束の下、車両窃盗の実行犯を演じたという役割は重大であり、また、上記累犯前科の刑執行終了後約1年6月で、別の組織的犯罪に用いる目的で何度も犯行に及んだという意思決定は強く非難しなければならない。

このような犯情に加えて、事実を認める等して反省の態度を示していること、交際相手が監督を約する旨供述することといった事情も考慮し、主文のとおり量刑した。

(求刑、懲役3年6月)

令和7年3月19日

山口地方裁判所第3部

裁判官 諸 井 雄 佑